

第 13 回 佐用町議会(定例)会議録 (第 4 日)

平成 19 年 6 月 28 日 (木曜日)

出席議員 (22名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛	16番	川 田 真 悟
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	岡本 一 良	事務副局長	谷村 忠 則
説明のため出席 した者の職氏名 (28名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天 文 台 長	石 田 俊 人
	総 務 課 長	達 見 一 夫	財 政 課 長	小 河 正 文
	まちづくり課長	南 上 透	生涯学習課長	福 井 泉
	会 計 課 長	岸 井 春 乘	税 務 課 長	上 谷 正 俊
	住 民 課 長	山 口 良 一	健 康 課 長	井 村 均
	福 祉 課 長	内 山 導 男	農 林 振 興 課 長	大 久 保 八 郎
	建 設 課 長	野 村 正 明	地 籍 調 査 課 長	船 曳 利 勝
	商工観光課長	芳 原 廣 史	農 業 共 済 課 長	田 村 章 憲
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター 所 長	城 内 哲 久	教 育 委 員 会 長 総 務 課 長	坪 内 頼 男
	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	岡 本 正	消 防 長	加 藤 隆 久
	天文台業務課長	杉 本 幸 六	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫
	南 光 支 所 長	森 崎 文 和	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴
	欠 席 者 (1 名)	天文台公園長	黒 田 武 彦	
		天文台長代理出席		
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 日程第 2 ないし日程第 6 について
日程第 2 . 議案第 74 号 平成 19 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 3 . 議案第 75 号 平成 19 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 4 . 議案第 76 号 平成 19 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 5 . 議案第 77 号 平成 19 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 6 . 議案第 78 号 平成 19 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 7 . 議案第 79 号 工事請負契約の締結について
日程第 8 . 閉会中の常任委員会所管事務調査について
-

午前 10 時 00 分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。予定の時間より少し早いんですが、全員お揃いでございますので、第 13 回 6 月定例会の最終日の今日、早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にご苦労様でございます。

開会に先立ちご報告申し上げておきますが、本日 1 件の追加提案が出されております。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

なお定例会のため地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めたものは、町長、副町長助役、教育長、天文台長、各課長、各支所長、消防長であります。天文台の黒田園長さんにおかれましては、本日欠席という事で、代理に石田天文台長がご出席をいただいております。本当にありがとうございます。

本日、傍聴者はございません。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程に入るまでに、皆さん方にご審議をいただきたいと思います。井上洋文議員の方から、過日の一般質問で一部取り消したいという事の申し出がございました。その内容につきましては、文書につきましては、
、
、
米
。この分について、取り消しをお願いしたいという申し出がございました。この内容を、議事録から抹消する事にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしという事でございます。そのようにさせていただきます。それでは、ただちに、日程に移ります。

日程第 1 . 日程第 2 ないし日程第 6 について

議長（西岡 正君） 日程第 1、ちょっと待って。

日程第 2 ないし日程第 6 については一括議題としたいと思います。

議案の提案に対する当局の説明は、6月11日に終了いたしておりますので、各議案ごとに質疑・討論・採決を続けて行いたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

議案第74号、平成19年度佐用町一般会計補正予算案(第1号)の提出について。

議案第75号、平成19年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案(第1号)の提出について。

議案第76号、平成19年度佐用町老人保健特別会計補正予算案(第1号)の提出について。

議案第77号、平成19年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案(第1号)の提出について。

議案第78号、平成19年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案(第1号)の提出についてを議題としたいと思います。

これより、議案第74号平成19年度佐用町一般会計補正予算案(第1号)の提出について、の質疑に入ります。質疑ございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) まず1点、お尋ねします。

4ページなのですが、歳入の入湯税、説明の時に7,180人と言われましたが、この7,180人を決めた根拠を教えてください。

議長(西岡 正君) はい、答弁願います。税務課長。

税務課長(上谷正俊君) 入湯税の課税につきましては、申告納税に基づく事になります。

で、毎月の申告によりまして納税をしていただくというシステムでございますが、あらかじめ税額を見込む必要がございますので、このような額で見込まさせていただいておるところでございます。で、見込みといたしましては、1日当たり平均30名で、月当たり、従いまして900人。で、8月。で、計算いたしますと7,200人という事の人数になります。それで、見込んでおるところでございます。

議長(西岡 正君) はい、よろしいですか。いいですか。

はい、他にございますか。ないですか。ないようですから。

〔鍋島君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、はい、鍋島裕文君。

21番(鍋島裕文君) じゃあ、7ページを伺います。合併対策体制補助金の関係なんですが、例の外出支援の関係で、車輛購入の598万2,000円、台数は何台になるのかという事と。その下の自動車重量税、この車検は何台見ているのか、この点をお伺いします。

議長(西岡 正君) はい、答弁願います。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 車輛につきましては、2台を予定いたしております。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。財政課長。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） 先ほど、福祉課長言いましたように、2台分で、その分の経費を見ております。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） 重量税、これ取得の時の2台購入の為の重量税になるん、車検の為の重量税じゃないの。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

財政課長（小河正文君） 購入時の分で見えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） その車輛購入費の関連ですけれども、今2台、その福祉車輛の購入という事ですけども、この利用されるのは、高齢者という事ですから、車輛については、特殊な、そのステップが低いとか、そういう車輛の購入を予定しておられるのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 今現在、5台の車輛を利用しておりますですね、3台がほぼ福祉車輛対応になって、後の2台は、旧町で使っておりましたワゴン車を利用しております為に、ステップ等が非常に高い、乗りにくいという形でありますので、今回購入する分については、全て高齢者対応の、いわゆるステップのサイドステップが、別に装備されて、乗り降りが楽なようにという配慮した車輛を予定しております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

6 番（金谷英志君） はい、分かりました。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 7 ページをお願いします。7 ページ、合併体制整備事業費の中の需用費ですが、107 万 1,000 円、これの消耗品費の説明ですが、これを説明願います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） この合併体制整備事業費の内訳、町長等の提案説明にもありましたように、これは消耗品となっておりますが、体育指導員の制服という事で、ここの需用費で計上させていただいております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 体育指導員の、このユニホームいう事だったんですが、これは 60 人から 30 人に半減されたという事を聞いているんですけども、この半減した事によって支障が起きないかどうか、その点をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（福井 泉君） 実は、この人数が 34 名になっております。それは、合併の協定事項でございまして、それぞれ旧小学校区単位に地域づくり協議会がございまして。そこに、それぞれ 2 人、それから旧町毎に 1 人という、そういった配分で合併協定事項の中で、決定された事項で、人数も 34 名という事になっております。現在のところは、支障はきたしておりません。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 結局ですね、私も、よく分からないんですが、基本的な事を聞くようになるかもしれませんが、この体育指導員というのは、各校区で色々指導みたいなのをされているのは、聞くんなんですが、元々は、何を基本に指導をされるのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（福井 泉君） スポーツ振興法に基づきまして、市町村のスポーツの振興。それから、住民が行いますスポーツ活動の指導助言を行うという事になっています。委嘱は、教育委員会が委嘱するという、そういう形になっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） 岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 7 ページで、福祉のですね、自動車の購入という関連でですね、町長は、旧南光町のですね、運転手の運転されておる方が、雇用契約が未だ結ばれていないという事ご存知ですか。ちょっと、この前の厚生常任委員会でも聞きましたけれど、もう既にですね、3、4 ヶ月も経っておるのに、雇用契約結ばずにですね、運転させておるという事自体がですね、もし事故があったらどうするんかという事と、やはり私に言わせれば、一般質問でも言いましたように、危機管理が、そういう危機意識がないという事です。よ。こういう事は。ほて、これいつ結ぶんですか。これ。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 厚生常任委員会でもご説明申し上げたんですが、7 月 1 日付けで正式に調整したいというふうに考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 7 ページの関係で、情報通信基盤整備、例の組合員 5,000 円の関係ですけども、現在の申し込み状況等ですね、そういうのがあるのかどうか。そのあたりを伺います。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） 申し込み状況言いますと、その南光・三日月地域の事でしょうか。

21 番（鍋島裕文君） そうでしょうね。終わっているのは。

まちづくり課長（南上 透君） 申し込み言うか、その分につきましては、最終的に、分担金の方としては、お金をもらうのが、2,214 万という事と、それから加入、免除等を除けましたら、まあ 2,353 になります。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 共聴の撤去事業補助金の関係でね、

〔まちづくり課長「ああ、その分ですか」と呼ぶ〕

21 番（鍋島裕文君） 新しい制度つくったんだけども、具体的に、申し込みが出てるとい
うような事ではないんですか。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） ああ、すみません。共聴の撤去の分につきましては、未だ、
今、6月定例議会で、今日、終わってから、周知をさせていただこうという事で、現在の
ところは、未だ、申し込み、正式には受けておりません。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 後、8 ページの障害者福祉の関係で、自立支援医療給付事業の 440
万円、補正内容をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） この 440 万につきましてはですね、今年度 19 年度になってから、
いわゆる生活保護受給者の人工透析にかかわります、その医療費が、今まで生活保護受給
者につきましては、医療扶助、生活保護の中の医療扶助で執り行なわれていたものが、こ
の 4 月から、障害者自立支援法の施行と共に国の方から通達がありまして、いわゆる生活
保護の他法優先の原理から障害者自立支援法で対応すべきであるという事になりました。
つきましては、私ども、町内では想定しておらなかったんですが、佐用町の町民で、いわ
ゆる神戸の方で、今現在生活保護を受給されている方があります。この 1 名なんですが、
その方が、いわゆる人工透析を受けられる者に限って、この自立支援法の中で、更生医療
として受けるという事で、1 名分で大体月、月額が 35 万から 36 万掛かってまいりますの
で、その分の 1 年間分を想定させていただきまして、440 万円を計上させていただきます。
まあ、これの財源につきましては、2 分の 1 が国、それから 4 分の 1 が県、それから 4 分
の 1 が町負担という形の財源内訳になります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） 鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 生保の関係であれば、個人負担の関係は、当然個人負担無しという

点になっているのかという事と。それと、障害者自立支援の医療の関係で、更生医療や育成医療に対して、重度障害者の場合にね、本町の場合福祉医療制度あるんですけども、個人負担は、重度障害者の場合は、そういった福祉医療制度の個人負担、まあ0割負担という形でされてるのかどうか、その2点を伺います。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 今回の場合は、生活保護受給者でありますので、全額個人負担についてはありません。それから、福祉医療、重度身体障害者等の重身等の福祉医療につきましてはですね、現実には、福祉医療は、国の制度とそれから県の制度が、独自の制度がございます。この近隣でも、いわゆる兵庫県との制度と岡山県の制度が若干違います。で、そういう中で、例えば、所得階層によってですね、例えば、入院でありますと、1日2,000円、限度それから通院では500円とかいう、それぞれの限度がありますので、それぞれの福祉医療に係る人につきましては、福祉医療を優先するという形で対応をしております。ただ、今回の、この生活保護の人工透析だけは、特別という格好で国の方から出てまいりましたので、イレギュラーな、このもの独自の形の形態になっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17番（山田弘治君） 7ページの共聴受信の、撤去補助金の関連で、ちょっと、担当課長に、聞きたいんですけども、実は、この間うちの集落においても説明会がありました。それで、ウイंकに納める525円。月要るわけですけれども、それを説明の中で、一括要するに、1年分を一括で落としていくんじゃという説明があったんですけども、その時に、私、ちょっと一括っていう事になって来ると。この佐用町にいろんな経済状況の方がおられます。で、毎月って事になってくると、これ525円に対して手数料かかるんで、ちょっと無理なんで、せめて、6ヶ月に落とす方と1年を落とす方との、せめて2コースぐらいは、持ってもらっておらんと、ちょっと無理な面が出て来るんじゃないかという事で、検討しますという事では帰られたんですけども、これは、是非そういう6ヶ月と1年と2コースぐらいには、やはりすべきと思うんですけども、担当課長、その辺、どのように思われてますか。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） 基本料の使用料のお話だと思うんですけど、これは、ウイंकの方が、申込者からいただく内容なんですけれども、南光三日月地域では、その年間一括払いという事で、まあご説明申し上げまして、特にそういうご意見は無かったですけれども、丁度その集落説明会の状況はお聞きしてないんですけども、ウイंकの方が検討するという話であれば、そういう答弁をさしていただいた言うんだったら、そうかと思うんですけど、今までの状況では、1年一括払いの話しか、ちょっと私の方は、ちょっと承知してなかったんで、そのまま行っておると思っておりました。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田君。

17番（山田弘治君） これはね、非常に6,000円云々と言われますけども、やはり、あの、これからいろんな形の落とすもんがあるんでね、やっぱり年金の方もおられます。そういう事も考えるとね、ウインクの方も、先ほど申し上げましたように、検討しますという事で帰られておりますので、その辺、おさえていただく事と町としてもね、やっぱり、そういう事の配慮はね、やっぱり、すべきやと思いますので、よろしくお願ひしたいというように思います。

議長（西岡 正君） はい、答弁よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 同じく7ページのですね、共聴の撤去の補助金という確認なんですけれど、2年後に切り替えやるわけでございますけれど、共聴アンテナやっておる各自治会においては、もし誰か、2人でも1人でも、最終的に残っておれば、その方が、いわゆる最終切り替えするまでですね、待って、その自治会と、その最後の撤去費の云々と言うんは、まちづくり課長、それどういうんですかね。最後まで待つという意味で、解釈でよろしいんですね。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

まちづくり課長（南上 透君） ご質問のあった点でございますけども、撤去費は、そこで申し上げましたとおり、今年の4月から2年以内という事になってますし、上月ですと来年から2年以内という事の期限を設けております。それで、もし、その共聴から個人が移らない場合という事なんですけども、それは、個々の集落説明等でもさしていただいておりますように、加入申し込みをいただいた時点で、その接続をするという事で、1万円の分担金とそれから1万500円の宅内工事費というのをさしていただきますので、その時点で使用料が発生するという事になりますので、片方を残しておく言いますと、そこにいろんな経費も出てきますし、何かまあ、雷とかいろんな事があつたら、全部負担金があるんで、その間を、誰が守りするんかという事になりますので、多分、それ以内の間で、新しい方に移られると撤去されるというようには考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） まあ、2年以内というんは、そのどう言うんですか、未だ経済的にですね、一番最後まで、ちょっとできないという方があれば、2年まで最後まで待つとい

うふうで、よろしいんやね。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） 今も説明させていただきましたように、キャンペーン期間言いますか、今回申し込んでいただいた中では、2万円の負担金が1万円です。それから、ウインクの加入金も要りませんよって条件の下に申し込んでいただいていますので、その間、工事をしないと、接続しないという事はありませんのでね、接続してしまつたら、525円発生しますんでね、片っ方でもお金払わんなん、片っ方も維持せんなんというような事は有り得んと思つてますんで、その間に、撤去はされるというふうにあります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。
はい、他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 9ページの農地費ですけれども、農地水環境保全向上活動支援事業負担金。これは、提案説明の中では面積増と言うことで補正の増額という事ですけれども、これ18年度で、この事業をやって19年度から本格的に1年間の計画立ててやるという事の中で、面積増という事は、これで、この面積、この計画、1年間の計画は、これで確定したという事なんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 農地水のですね、申請していただいた面積がですね、約940ヘクタール未満なんですけれども、当初は900ヘクタールの予算化しておりました。それで、実際出て来たのは、約40ヘクタール程多く出て来ておりますので、今回ですね、その分を補正させていただいております。これにつきましては、反当、田で4,400円なんですけれども、町負担は1,100円の部分がありますけれども、全体の面積が増えて来ておりますので、今回補正させていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） その、新たに出て来たという事ですけれども、18年度で、もう計画立ててしなさいよっていう事だったんで、その新たに補正されるというのは、当初で、その計画の面積が分かっておつたと思うんですけれども、増えたというのは、どういう事なんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 決定言うんですか、申請はですね、この5月末をもって申請しております。確定した面積は、5月の、その時点で、一応19年度面積は確定したという事でありまして、18年度については、こういった事業の推進をしていって、どのぐらいな面積が出るかの予想はですね、出しておったんですけども、結果的には、今言いよった面積に、この5月で最終的になったという事です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） 10ページの教育振興費の関係で、補助金の関係で修学旅行引率費助成、当初66万で今回11万の補正と。この補正内容について説明願います。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 修学旅行の引率する先生に対する助成の経費ですけども、例年18年度までは、全額町から助成するという形で予算させていただきました。で、19年度につきましては、半額助成という事で、それで、半分につきましては、県費の旅費がありますので、そちらで賄うという事で、予算措置をしておりました。で、小学校の方につきましては、その県費の枠の中で、対応できたんですけども、中学校につきましては、県費の、その枠と言うんですか、配分の結果、修学旅行の経費につきましては、1人当たり5,000円不足するという事で、その人数分を補正させていただきます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） あの、19年度から半額県費という事で、なったという事で、当初予算から11万円の不足出たというのは、当初考えた引率者の数が違って来たって事。ちょっと、そのあたり分かんないけど。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 人数につきましては、ほぼ変更はないです。1人当たりの経費を中学校の場合でしたら、いろんな経費を含めて6万程掛かります。その半額という事で、半分の3万円につきましては、人数分、実際には中学校の場合は、22名分を予算化させていただいてたんですけども、

その「県が半分見てくれなかったんだろ」と呼ぶ者あり〕

教育委員会総務課長（坪内頼男君） あの、そうです。県の方が、半分を見てもらえないと、
いう事です。

21 番（鍋島裕文君） ああ、そういう事か。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） ちょっと、ずっと前に戻っていただきまして、2 ページなんですけど、債務負担行為補正なんですけど、消防署の火災出動服整備という事で、20 年から平成 22 年までなってます。で、当初予算を見ますと、290 万余りだったと思うんですが、この内容説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、消防長ですか。どちらでしょう。

〔消防長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） はい、お答えいたします。

19 年度でですね、当初 10 着の予算を計上させていただいております。それでですね、購入に当たりまして、いろいろと検討しました結果ですね、職員 41 名おります。それをですね、一括購入するという事になりますとですね、588 万からになります。そういう事ですね、いろいろと業者なり、また内部でも検討いたしました結果ですね、分割、3 ヶ年の 19、20、21 ですか、その債務負担行為でですね、さしていただいて、購入については、一括ですという、さしていただくという事で、債務負担行為を挙げさせていただいております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） そしたら、4 年間、お金は 4 年間で払うけれども、品物は全部来るという事ですね。で、それでですが、この今まで着ていた防火服ですけども、それらは傷み方というか、どういうふうな事で、全然、今までは替えた事がないんですか。

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） 防火服につきましてはですね、従来コート型でですね、あと上着とですね、それからカバー付きの長靴という事ではしておりますね、下半身の保護が

不十分だという事と、やはり長年防火着使っておりますと、もう古いので 20 数年使っております。そういう関係でですね、耐火についても、それからまた水の撥ねる発泡ですね、それについても、非常に不十分だという事で、職員の方からもですね、早期に更新を、もう数年前から出ていたんですけども、ようやくですね、今回から更新をさせていただくという事で、予算を挙げさせていただいております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） そしたら、全部入るわけなんですけど、この購入方法なんですけど、見積になりますか。それとも、特殊な物なので、業者なんかが少ないと思うんですけど、その辺、どれぐらい何社ぐらいを見込まれているか、入札かどうか。

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） 一応ですね、仕様書等も本部の方で作らしてですね、業者も数社あるんですけども、やはり、希望の防火着という事になると、数は限られる、業者も限られますけれども、一応見積入札でですね、やっていきたいというふうに考えております。

議長（西岡 正君） はい、他に。

ないようですから、これをもって、質疑を終結いたします。

これより本案について討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより本案について採決に入ります。

議案第 74 号、平成 19 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第 75 号、平成 19 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についての質疑に入りますが、ございますか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） 吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 2 ページですが、今回特定保健指導事業としてあがっております、これ 100 パーセント国庫の補助という事なんですけれども、2008 年から始まる、この特定健診に関する物という説明を受けたんですけど、今回の委託についてお尋ねをしたいと思

います。

議長（西岡 正君） あっ答弁、まだ。

20 番（吉井秀美君） それで、この委託なんですけれども、担当の係りの方は、町民健診を受けられた方の中から抽出して、そのモデルと言いますか、色々その保健指導などをやって行く、まちぐるみ健診の中の受診者の中の 50 人程度を、メタボリックですね、あの関係で、指導とか、後、追跡調査とか、そういった感じの物という事なんですけれども、それが、地元で自主事業としてできないのかどうかという点。まあ、今回は 100 パーセント補助ありますのであれですけれども、その点と。実際に特定健診が始まってから、いろいろと問題も指摘されている事業なんですけれども、この事業について委託をされるのかどうか、その点をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） これ、先ほど言われたようにですね、100 パーセント補助事業で、業者委託でやっていくという事業でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） はい、今回ののは、その 50 人程度の方を抽出して、そのやる事業で、100 パーセント事業ですけれども、実際に、その特定健診が始まってからですね、その保健指導等は、外部委託になるのかどうかという点が 1 つと、それから、この問題点として、その外部委託ですね、そのアウトソーシングというのが、保健予防を市場化させていくものになるという物になるという、こう危険性を指摘されているんですが、そういう点からね、それからもう 1 点は、プライバシーの問題。そういう事から、例えば、地元の 1 番は、行政でやって行くのか、地元の医師会に協力いただいてやっていくのか、今回のように、余所のね、事業者へ委託するのか、そういった方向は決まっていますか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） その特定健診のあり方ですね、それにつきましては、現在、国保担当の住民課とそれから健康課、福祉課、そのあたりで協議しておりますので、未だハッキリした方針というのは出ておりません。ただ、先だって、郡の医師会と協議いたしまして、集団で健診するという形になると思うんですけれども、そういう健診で漏れた方、都合がつかなくて行けなかったというような方ですね。その方については、郡の医師会も、協力いたしますよというような話は受けておりますけれども、その健診、どういった形でやっていくかというのは、これから計画書も作成しなければいけませんし、今後更に分析してですね、協議を進めて行きたいというふうに思っておりますので、未だ、ハッキリした方針は出ておりません。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 具体的に、どう進めて行くかというのが、未だかと思うんですけども、この特定健診で心配されている事が、対象者が 40 歳から 64 歳。で、これは、そういう事になるのかどうかという点と。それから健康の自己責任論という点からは、健診や保健指導を受けなかった人に対するペナルティーがあるのかどうかという点と。それから無保険の人ですね、無保険の人が、健診から排除されないかという問題があるんですが、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） あの、これですね、あくまで保険者の責任でという事になっておりますので、町とすれば、国民健康保険の被保険者ですね、この人については、絶対やっていくという義務があるんですけども、それ以外の方について、社会保険であるとかいう方についての取り扱いというのが、ちょっと問題になるところなんです。それとですね、何だったかな。ペナルティーですね、一応、5 年計画でやっておりますので、5 年先ですね、受診率というのが、65 パーセントをクリアーしなさいという、

〔「本人がペナルティーがあるかどうか」と呼ぶ者あり〕

住民課長（山口良一君） ああ、本人がですか。本人については、ペナルティーはないと思います。それと、40 歳からですね 74 歳までです。年齢的には。

議長（西岡 正君） はい、他に。ちょっと待ってくださいね。他にありませんか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） ちょっと吉井議員の関連になるんですけども、先ほどの担当課長の説明を聞いていると、この特定健診、2008 年から必ず保険者が責任を持ってやらなければいけないという前提になっていると思うんですが、その時に、そのじゃあ、健診やる事によって出て来るデータ、それに基づいての事後指導と言いますか、従来専門スタッフがやっていた事後指導、それを逆に業者委託によってやるっていうのが、今回のモデルケースだと思うんですけども、そのやり方の基本的な考えが、未だにできてないというのに、これどっかと委託するんですかね。と言いますのも、国が前提で考えているのは、後期高齢者医療制度、あれの前提で、要は、40 歳代から 60 歳代までの方の、町で言えば、保険者の国民健康保険の加入者ですね、その方々を対象にして、健診をやりなさいと。で、出た結果に基づいて、データ分析して、それを 3 段階ぐらいですかね、分けて、まあ、支援事業、指導事業それから情報提供事業やりなさいという事だと思うんです。で、要は、従来町が町ぐるみ健診等で、全般的にやってた健診後の事後指導、専門スタッフ、保健師あるいは管理栄養士ですね、そこらがかかっていた業務っていうのを業者にしなさいっていうのが、一部出てきとうわけですよ。じゃあ、その指導部分について、町の専門

スタッフがどういふふうにかかわっていくかっていう、先、そこら辺を、ちゃんと決めとかなないと、例えば、これ今回 2007 年についたら、モデル的にやろうけども、業者と、じゃあ町の専門スタッフがどういふふうにかわり方するんやという考え方を整理しとかなないと、これ、全額、じゃあ、今業者から、こういうふうな見積が来とうから、これで業者に任せますって言うたら、町のスタッフこれからどうするんですかっていう事になりますよね。そのあたりの考え方っていうのは、無いんですか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） 提案説明の時にでも、申し上げたんですけども、これにつきましては、20 年度から来年度から始まるですね、特定検診に向けて、非常にこう、まだ、理解しにくい面があるという事で、その準備期間というんですか、準備の為にですね、やる事業で、この業者委託しましてですね、まあ関係職員も当然ながら出て行って、どういう形で特定健診やるのかというのを勉強しながらですね、特定健診に備えて行きたいという事で、今回計画をしております。ただ、先ほど言いましたように、今、ちょっと確かに、その答申出すのがですね、遅れておりますけども、そういった、このヘルスアップ事業を通してですね、特定健診のあり方について勉強しながら備えて行きたいというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） これ、補正予算で金額が出て来ているって事は、ある程度全体の業務内容っていうのは、今、検討されていると思うんですよね。今、現在 199 万 3,000 円という金額、委託料の金額が出て来ているっていう事は、その 199 万 3,000 円に見合うだけの内容っていうものを、当局の方、担当課の方は、予定されていると思うんですよね。そこは、まあ例えば、今年でしたら吉井議員の説明、質問にもありましたけども、50 人なら 50 人のモデル。抽出してやると。その抽出したやつに対して、町のスタッフがどういふふうな係わりをするかっていうような考え方っていうのまでは、多分整理してあると思うんです。ですよね。それは、整理してありますよね。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） 一応ですね、50 人を対象にという事で、これ動機付け支援というのと、それから積極的支援と 2 種類ありまして、それについてですね、従来、まちぐるみ健診等やっておりますので、その中から、この該当する人抽出してやっていくという事で、後の指導につきましてもですね、保健師あたりがかかわってやっていくというふうになってきます。で、その内容的にはですね、199 万の内容としましては、講演会とかですね、それから個人面接それから支援委託それから運動講習会それから個別の支援計画それから、実践記録の作成それから分析報告というような内容でございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） ちょっと、未だ具体的なもんが見えないんですけども、最後になりましたんで、これ委託業者っていうのが、今現在、全国の状況見ると、いろいろなデータ業務やっている大きな所から、あるいは、その保健福祉関係の出版社いろんな業態の所が、これに、来年度から全国的に始まるんで、参加しようとして来てますけども、町の方、この佐用町においての、その業者委託の選定基準。今回特に、そのモデルで、今年度取り組もうとしておる内容についてですけども、その選定基準、あるいは、その業者のどこらあたりを、入札あるいは、見積入札に参加させようとしているのか、その点についてお願いします。

議長（西岡 正君） 住民課長。

住民課長（山口良一君） 仕様書を作りましてですね、それによって入札を行って行くということで、ある程度、業者はですね、こんな業者がいいんじゃないかというような、3社なり4社なりは把握しておりますけども、その仕様書によって、入札をしていくというふうにしております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 委託の問題でですね、今回、その補助があるからいう事で、いろいろ業者も選定されたんでしょうけれども、外部委託になりましたが、その事業取り組むにあたってですね、自分の所で保健師とか、その地元の医師の協力を得て、自分の所でやろうという検討はされたかどうかという事ね。1つと。それから、先ほどのご答弁の中で、この特定健診が、この保険者の事業という事になるわけなんですけれども、そういう事になっていって、例えば、その国保の滞納者とかね、先ほど言いました、無保険の方が、対象から外れるという事はないですか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） いや、ちょっと、後の方が、先に答えになりますけども、まあ、確かに、そういう問題出て来ると思うんですけど、今のところはですね、滞納者は受けられないとか、そういう事までは、考えておりません。町独自でというのは、考えておりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 今、課長ですね、勉強しながらやっていくという事で、答弁されて

おりましたけれど、これはいつまでにですね、おまとめになるんか、そのリミットは。
それで、それはどういうメンバーで、その勉強をされておるんか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） メンバーとしてはですね、先ほど言いましたように、担当の住民課、健康課、福祉課で検討を進めております。

で、あの、一応、計画書を作るという事で、計画書については、19年度中と。19年度中に計画をつくるという事と。それいつまでにという事なんですけど、できるだけ早くという、いつまで、いつまでにやりますという確約は、ちょっと今、できませんので、できるだけ早くというふうに思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） それからですね、今、まちぐるみ健診されておるわけなんですけれど、その中でですね、やはり、今年度は仕方がないにしても、来年度からね、例えば、体の調子が悪い人とか、それから例えば顔面神経痛になっておるとか、痴呆になっていらっしゃる方がね、せめて半日なりともね、別の日にやってくれないかというような声を聞いておりますんで、そこら辺のご検討は、課長、どうですか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） これにつきましても、この特定健診が取り入れられた場合に、どうやってやっていくかと。今まで通りやれるもんかどうかと。補助金も、老健の補助金もなくなりますし、国保の方で事業を見て行きますので、その辺の検討は、今後、やっていかなきゃならないと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） 2ページの歳入の特別調整交付金の関係で、今回の内容は、ヘルスアップ事業の関係ですけれども、今後補正があるかどうかという問題で伺います。昨日と本日、神戸新聞で、この特別調整交付金の算定ミス、93年から05年までの13年間で100億円というのが出ていたわけなんですけど、これとの関連でね、佐用町として、そういった事があるのだろうかという事で、まず昨日05年分については、公表されているみたいなんですけども、町として県に問い合わせたかどうかですね。佐用町算定ミスがあるかどうか。それから2点目、今後この特別調整交付金の算定ミスに佐用町も充分可能性があるというふうに見ておられるのかどうか。そのあたりはいかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） 新聞ですね、報道された、報道されてました。で、あの、ちょっと職員に聞いてみたんですけども、今までは、おそらく受けてないんじゃないかとの返事でした。で、それはですね、10年間程にわたっておりますので、そういった例があるかどうかですね、確認してみたいと。もし、疑わしい点があれば、県の方に確認したいというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、他に。
ないようですから、これを以って質疑を終結いたします。
これより本案について討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、本案についての採決に入ります。
議案第75号、平成19年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。
議案第76号、平成19年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第1号）の提出についての質疑に入ります。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、これを以って質疑を終結いたします。
これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより本案について、採決に入ります。
議案第76号、平成19年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第1号）の提出について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。
議案第77号、平成19年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第1号）の提出についての質疑に入ります。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、本案についての採決に入ります。

議案第 77 号、平成 19 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議案第 78 号、平成 19 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についての質疑に入ります。質疑ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） ええっとですね、この運営費の関連という事で、聞いていただきたいと思いますが、先日ですね、あわくら荘の支配人と話す機会がございました。これからですね、夏休みにおきまして、やはり、そういう旅行とか、そういう、どう言うんですかね。お父さんやお母さん、子ども達と一緒に、こう動く季節でございますんで、このあわくら荘がインターネットでですね、お父さんと土曜、日曜、宿題を、そこでやる日を設定したり、それから工作をする日を設定したんですよ。そしたら、土曜、日曜ですね、インターネットだけでですね、もう泊まる人数が、断り、もう一杯する程ですね、お客の申し込みがあったと聞いておりますが、そこら辺について、笹ヶ丘荘は、そういうインターネット接続しておりますけれど、そういう試みはやられておるんか。もし、やってないとすれば、今後ですね、今チャンスですからね、夏休み前で、そういうふうにはやられようと思える気がありますか。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（芳原廣史君） お答えいたします。旧町時代にですね、このような工作関係、親子工作関係で、しておった事もございます。で、あまり土日に集中する為にですね、夏休みに入っておりますので、他のグループも早くから予約が入っております。中々平日については、この工作体験の効果は無かったという事で、今は、考えては、以前やった結果からおいて考えてはおりません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） まあ、どう言うんですか、土曜、日曜日に、そういう一般の客も入るとい事でございますが、そしたら土曜日曜は、もう既に、満杯で、入る余地がないと

いう事なんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（芳原廣史君） ええっと、ほぼ詰まっております、今シーズンについては、ほぼ詰まっておりますし、ただ、それをするにしましてもですね、ある程度の部屋を確保しておかなければならないという事にもなりますし、今シーズンについては、今までの実施状況から見ましてですね、検討はいたしておりません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

4番（岡本義次君） そしたらね、普段でもですね、やはり、ちいとも、そういうような試み、例えば、あっこは条件的にですね、いい場所ですので、お父さんと魚を捕まえようとかね、またセミ取りをしようとかいうようなのを、普段でも設定してインターネットで流せばですね、インターネット、やはりですね、相当全国どこか、世界中、こういうような、アクセスをして見ておる人がありますんで、まあ、そりゃ、外国からは、来んとしてもですね、やはり、相当そういう努力すれば、やはり、あわくら荘の支配人言っておるように、1つ歩こう会健康の為にJTBと組んでやったら3,000人程ですね、バスで人をよこしたというふうにも聞いておりますんで、あらゆる、そういう取り組みしてね、努力していただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、他にございませんか。
はい、ないようですから、質疑を終結いたします。
これより、本案についての討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、本案について採決に入ります。
議案第78号、平成19年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第1号）の提出について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第79号 工事請負契約の締結について

議長（西岡 正君） 日程第7、議案第79号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

お手元に配付いたしておりますので、事務局長に朗読させます。事務局長。

議会事務局長（岡本一良君） 議案第 79 号、工事請負契約の締結について、地方自治法昭和 22 年、法律第 67 号、第 96 条第 1 項第 5 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例、平成 17 年佐用町条例第 47 号第 2 条の規定に基づき、次の工事請負契約について、議会の議決を求める。

平成 19 年 6 月 28 日提出、佐用町長庵逄典章君。

- 1、契約の目的、学校施設整備事業、上月小学校屋内運動場建設工事。
- 2、契約の方法、一般競争入札。
- 3、契約金額、2 億 3,793 万円、うち取引に係る消費税額 1,133 万円。
- 4、契約の相手方、住所、姫路市網干区垣内南町 1862 番地の 9、氏名、株式会社永岡組、代表取締役、永岡準司 以上です。

議長（西岡 正君） 事務局長の朗読が終わりました。
提案に対する当局の説明を求めます。町長庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 79 号、工事請負契約の締結について提案のご説明を申し上げます。

本年度予算において、改築を予定しております上月小学校屋内運動場、鉄骨 2 階建て、床面積が 1,101.68 平米の建設工事につきまして、平成 19 年 6 月 21 日、佐用町役場第 2 庁舎 2 階において、16 社にて一般競争入札に付した結果、2 億 3,793 万円。消費税込みで、姫路市網干区垣内南町 1862 番地の 9、株式会社永岡組代表取締役、永岡準司氏に落札決定をいたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例第 2 条の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げます。よろしく申し上げます。

議長（西岡 正君） 議案第 79 号工事請負契約の締結についての提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 何社の業者がやられて、落札率いくらでしたか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔教育総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 町長が、提案説明されましたように、16 社です。で、落札率は 95.733 パーセントです。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番(鍋島裕文君) 一般競争入札という事で、町内業者の関係で見たいんですが、町内業者が参加されているのは、阿山建設さんだけです。いう事で、規模のランク別で言いますと阿山建設は、Cランクという事で、Cランク業者は、9 社。町内業者で他に、一般競争入札に応募するというような、そういう実態はなかったのかどうか。そのあたりについて。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。
どちらですか。総務課長ですか。

〔副町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、助役、ああ、副町長お願いします。

副町長（高見俊男君） お答えします。近くとしては、該当する物がありましたけれども、ここの参加の条件の中に、同種同一規模のですね、そういった経験のあるという事を、条件に入れておりますので、資格がなかったと。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 同じランクでもですね、今回、この規模のになりますと、通常ですと、町外業者の業者規模、ランクでは、町内業者には、そういうランクの方がいらっしゃいません。それで、町内業者は特別に、そのランクを下げて、参加ができるようにしておりますけれども、やはり、これだけの規模の物をつくるという事での経験、そういう物も、実績ですね、それも1つの条件として参加資格にしておりますので、Cランクであっても、過去に同規模の、こういう鉄骨、鉄筋工事を経験、実績として施工した事があるかどうか。そういう中で、町内業者では2社しかないという事になります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 参考までにお聞きしますけど、町内業者もあるんですけど、一般競争入札の、その公表するというか、範囲っていうのは、どれぐらいまでやられたんですか。今回の場合ですけど。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔副町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、副町長。

副町長（高見俊男君） 西播磨周辺。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 県下全域かと思ったら、西播磨周辺だけなんですね。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。
ないようですから、これを以って質疑を終結いたします。
これより本案についての討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、本案についての採決に入ります。

議案第 79 号、工事請負契約の締結についてを原案のとおり可決することに賛成の方の
挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 . 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 8 に入ります。

日程第 8 は、所管事務調査についてであります。

お諮りします。ただ今、配付をいたしております。

はい、それではお諮りをいたします。閉会中の各委員会の所管事務調査については、別紙のとおり申出をいただいておりますので、申し出のとおり決定する事にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

議長（西岡 正君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。
お諮りいたします。これをもちまして今期定例会に付議されました案件は、全て終了いたしましたので、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。
よって、第 13 回佐用町議会定例会は、これをもちまして閉会といたします。

議長（西岡 正君） それでは、閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
今 6 月定例会におきましては、補正予算あるいは、専決等を含めまして慎重にご審議をいただきました。特に補正予算については、執行に当たっては、よろしくお願ひしたいと思います。
これから日を増すごとによりまして、大変暑くなって参りますので、議員各位あるいは町長はじめ職員の皆さん方におかれましても、健康に充分ご留意をいただきまして、町発展の為に頑張ってくださいたいと、このように思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。
それでは、町長より挨拶を受けます。

町長（庵逄典章君） 一言、お礼を申し上げます。本議会に当たりましては、たくさんの議案を提出させていただきましたけれども、それぞれいろんなご意見をいただきながら、慎重なご審議の下、全てご承認を賜りましてありがとうございます。
本当に 6 月も、こうして、もう末、終わりになりました。急に暑くなって参りましたけれども、それぞれ健康に気をつけられまして、ご活躍をいただきますように、お願ひ申し上げます。
また、こうして梅雨が、丁度最中という事ですけども、非常にですね、今年の梅雨、空梅雨と言われながら、やはり集中豪雨の危険も非常に高い気象状況でございます。これから梅雨末期また台風シーズンを向かえるわけですけども、町といたしましても、防災管理に徹底をして、注意をしていきたいという事で、先般も防災体制の点検、そして、防災施設なんかのですね、事前点検をするようにという事で、職員の方も、そういう体制をして災害に備えております。何とか、今年もですね、去年同様、あまり大きな災害が出ないような、平穏な年であって欲しいという事を願っておりますけれども、はや、ヨーロッパの方では、今年は、ラニーニャ現象と言われるような気象状況で、40 度を超えるような猛暑に襲われていると、今年の台風もですね、非常に危険があるのではないかなというふうに思っておりますので、注意をしていきたいと思っております。
本当に、お疲れ様でした。本当にありがとうございました。一言、お礼を申し上げて、言葉と、お礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

午前 10 時 58 分 閉会
